

県南広域振興局長告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、江刺猿ヶ石土地改良区（奥州市）の定款の変更を認可した。

平成30年8月7日

県南広域振興局長 細川倫史